

放課後児童健全育成事業（学童保育）について（案）

平成26年10月1日
保健福祉部子育て推進課

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持つており、希望子ども2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日: 1.04%、仏: 3.00%、英: 3.27%、スウェーデン: 3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カープ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の継割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

地域子ども・子育て支援事業

- ◆子ども・子育て支援関連3法の趣旨として、保護者が「子育て」についての第1義的責任を有するということを基本的認識の下に、幼稚期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしている。
- ◆我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域の環境の変化に鑑み児童福祉法、その他の子どもに関する法律と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もつて一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、「子ども・子育て支援法」が成立、平成27年4月から施行予定である。
- ◆放課後児童健全育成事業については、この支援法にある、地域子ども・子育て支援事業の一つであり、就学前の保育の必要性から就学して継続的な保育が必要な家庭への支援策である。
- ◆このことを踏まえ、本市における「放課後児童健全育成事業」(学童保育事業)について、「保育の必要性」について保育所選考基準を準用し取り扱うこととする。

◆学童保育所とは

学童保育所は、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間家庭にいないことが常態となっている小学校に就学している児童に対し、その放課後の時間帯において児童に適切な遊び及び生活の場を提供し児童の「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その児童の健全育成を図ることを目的としている。

【児童福祉法一部改正】平成27年5月30日改正「子ども・子育て支援法」施行の日から施行。

現行→第6条の3第2項 「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場を与えて、その健全育成を図ることを目的」

改正→第6条の3第2項 「おおむね10歳未満の」を削除 (※必ず第6学年までの学童を義務化したものではない)

市としては、市内に10ヶ所の学童保育所を開所しているところであるが、児童数や施設等種々の問題があり市内全校区において、学童保育を実施できない状況である。これらの課題を解決することが優先すると考えるとこれから、当面はおおむね10歳未満の児童への対応を行うものとする。

選考調整基準について（2）

【1】「学童保育の選考基準」について

- ◆【妊娠・出産】について
現行基準について、入所日の2週間前に申込みを受け付けをしている。
なお、保護者出産（予定）の保育期間は出産予定日を基準として産前産後の各2ヶ月間、合計4ヶ月間に限る。を新基準にも適応。
- ◆【病気・障害者】について
現状基準では、保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有する場合について、病気・負傷の状況について、入院と居宅に区分し細分化、障害についても手帳により細分化を行い適正化を図った。
- ◆【介護】について
現行基準である、長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している場合については、在宅と施設に区分をし、1日の介護・看護の時間数により細分化を行い適正化を図った。
- ◆【災害】について
現行基準である、災害について（自然災害、人災災害を含む）は現行基準を適用。
- ◆【求職活動】について
現行保護者求職中の保育期間は2ヶ月間とし、当該期間満了時に職が決まっていない場合は保育を解除することとしている。（新基準も同様）
(就労した場合には、新基準の時間数等により保育の必要性を決定)
- ◆【虐待・DV】について
「虐待やDVの恐れがあること」が保育の必要性として、教育・保育の認定事由とされたことから、学童保育についても準用する。
- ◆【その他】について
その他市長が定める事由として、前述に掲げる以外のもので、「入所選考会議（子ども・子育て会議）」において、保育の必要性が認められるものを追加。

選考調整基準について（3）

【2】「調整指數」について

○ 子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえて、新入所選考基準を定めるが、「保育の必要性」及び市独自の事由も加え、調整指數として下記の考え方に基づき加点を行うものとする。

別表2参照

- ◆【ひとり親家庭】について
父母それぞれについての選考基準の得点になること及び新制度において教育・保育の「保育の必要性の事由」としていることから、学童保育においても準用し、優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【生活保護家庭】について
新制度において教育・保育の「保育の必要性の認定事由」としていることから、学童保育においても準用し、優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【生活中心者が失業世帯】について
新制度において教育・保育の「保育の必要性の認定事由」としていることから、学童保育においても準用し、優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【虐待・DV】について
新制度において教育・保育の「保育の必要性の認定事由」としていることから、学童保育においても準用し、優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【入所希望児童に障害がある場合】について
新制度において教育・保育の「保育の必要性の認定事由」であり、また、本市においても障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に保育を利用（状況により専門施設が必要な場合がある）できるよう、優先的な取り扱いがなされるように改めた。

選考調整基準について（4）

【2】「調整指數」について

- ◆【1・2年生】について
子ども・子育て支援法にある、地域子ども・子育て支援事業の一つであり、就学前の保育の必要性から就学して継続的な保育が必要な家庭への支援策であり、かつ、低学年児童は特に就学して間もないことから、優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【両親ともに不在である家庭】について
両親が死亡・居所不明などであり、祖父母等が児童の保護者としている場合において、指數加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【保護者が単身赴任の場合】について
ひとり親家庭と同様の考え方として、優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【その他、緊急を要する家庭】について
調整基準等に当たはまらない状況である場合、入所選考会議（田辺市子ども・子育て会議）において決定をする。その場合の指數加点は～10点
- ◆【就労・就学・介護・看護】について
基準指數の時間数だけでなく、1ヶ月の状況に応じて指數加点を行い平等性を考慮することに改めた。
- ◆【内職】について
現状の1ヶ月当たりの収入基準を調整指數に改めた。

同一選考基準及び指數世帯優先順位について(通常)

保育の必要量を確認し、第1希望の保育所毎に別表1・別表2において点数化し、点数の高い方から優先に決定を行うこととしますが、定員に近い方で同点となつた場合の取り扱いとして、別表3に基づく優先順位により入所を決定することとします。

別表3 【同一選考基準及び指數世帯の優先順位表】

優先順位	細目
第1順位	低学年児童
第2順位	ひとり親家庭
第3順位	両親とも不在又はそれに準じる世帯
第4順位	生活保護の家庭
第5順位	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭
第6順位	育児休業が明け、復帰が確定している家庭
第7順位	単身赴任の家庭
第8順位	第8順位は、次の順で優先する。 1. 65歳未満の養育可能祖父母のいない世帯 2. 祖父母が同居していない世帯 3. 父母以外の同居者(20歳以上)で養育可能者がない世帯

1.第3順位「両親とも不在に準じる世帯」については、入所選考会議にて決定する。

2.第8順位でいう養育可能祖父母や養育可能者とは、無職の者をいう。ただし、病気・障害・介護にあたる場合や学生の場合は除く。

3.配慮を必要とする児童が学童保育所の利用を希望する場合は、必要に応じて、関係機関と連携し対応するものとする。

同一選考基準及び指數世帯優先順位について（長期休業日）

保育の必要量を確認し、第1希望の保育所毎に別表1・別表2において点数化し、点数の高い方から優先に決定を行うこととしますが、定員に近い方で同点となつた場合の取り扱いとして、別表3に基づく優先順位により入所を決定することとします。

別表3 【同一選考基準及び指數世帯の優先順位表】

優先順位	細目
第1順位	低学年児童
第2順位	ひとり親家庭
第3順位	両親とも不在又はそれに準じる世帯
第4順位	生活保護の家庭
第5順位	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭
第6順位	育児休業が明け、復帰が確定している家庭
第7順位	単身赴任の家庭
第8順位	第8順位は、次の順で優先する。 1. 65歳未満の養育可能祖父母のいない世帯 2. 祖父母が同居していない世帯 3. 父母以外の同居者(20歳以上)で養育可能者がいない世帯

1. 第3順位「両親とも不在に準じる世帯」については、入所選考会議にて決定する。

2. 第8順位という養育可能祖父母や養育可能者は、無職の者をいう。ただし、病気・障害・介護にあたる場合や学生の場合は除く。

3. 配慮を必要とする児童が学童保育所の利用を希望する場合は、必要に応じて、関係機関と連携し対応するものとする。

【参考】

学童保育所の現況1

(1) 設置状況

() 内障害児

保育所名	学校名	開設年月日	開設場所	定員	H26.入所人員	指導員	内障害児加配	内4H勤務
西部学童保育所	田三小	昭49.1.10	余裕教室	40	33(2)	2	0	
芳養 "	芳養小	平4.4.8	学校敷地内プレハブ	40	38(2)	3	1	1
会津 "	会津小	平5.4.8	余裕教室(2)	70	103(3)	6	0	
ひがし "	東部小	平7.9.1	ひがしコミュニティセンター内	50	36(2)	2	0	
なんぶ "	田二小	平13.9.1	末広児童館内(現在は、学校敷地内)	40	58(2)	4	1	1
三栖 "	三栖小	平15.3.2	余裕教室	40	39(2)	3	1	1
稲成 "	稲成小	平19.4.1	余裕教室	40	24	2	0	
上秋津 "	上秋津小	平20.4.6	余裕教室	40	26(1)	2	0	
中部 "	田一小	平21.4.1	余裕教室	40	41(4)	3	1	1
鮎川 "	鮎川小	平21.9.1	大塔行政局内	40	23	2	0	1

【参考】

学童保育所の現況 2

入所数 (在籍者数)

保育所名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
西部学童保育所	14	8	11(2)	0	0	0	33(2)
芳養 "	11	12	15(2)	0	0	0	38(2)
会津 "	14	12	10	0	0	0	36
たんぽぽ	16	14	6	0	0	0	36
すみれ	16	7(1)	6	2(2)	0	0	31(3)
計	46	33(1)	13	2(2)	0	0	103(3)
ひがし "	13	11(2)	12	0	0	0	36(2)
なんぶ "	31(1)	14(1)	13	0	0	0	58(2)
三栖 "	14(1)	19	5	1(1)	0	0	39(2)
福成	11	8	5	0	0	0	24
上秋津 "	7	7	12(1)	0	0	0	26(1)
中部 "	19(1)	12(2)	9	1(1)	0	0	41(4)
鮎川 "	8	4	11	0	0	0	23
合計	174(3)	128(6)	115(5)	4(4)	0	0	421(18)

平成26年7月1日現在 () 内障害児

